

令和4年度 JEES・出光興産(潤滑技術)奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、出光興産株式会社(代表取締役社長 木藤俊一氏)のご支援により、「JEES・出光興産(潤滑技術)奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、工学分野を学ぶ学生の経済的不安を緩和し、学業に専念できる環境を整えることで、将来、潤滑油事業で活躍が期待される有望な人材の育成を目的とする。

2 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である出光興産株式会社(以下「寄付者」という。)は、創業以来、燃料油や石油化学製品を中心とする事業や、潤滑油、電子材料、機能化学品、アグリバイオ等の高機能材事業で日本の産業を支えてこられた。本奨学金により、「ものづくり」を担い日本の競争力の源でありながら、今後ますます人材不足が懸念されるトライボロジー分野を牽引していく研究職・エンジニアの育成を願い資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和4年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程も含む。)1年次もしくは2年次、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程も含む。)1年次(一貫制博士課程の場合は3年次)に正規生として在籍する日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者。
- (2) トライボロジーに関わる機械、電気、電子、化学、材料、ものづくりなどの工学分野を専攻する者。
- (3) 本奨学金の受給期間中、他の奨学金を受けない者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除、国の高等教育修学支援新制度は除く]
- (4) 修学目的が明確で、支援の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 令和4年4月に在籍予定の大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

2名程度

5 支給内容

月額奨学金 80,000円

6 支給期間

令和4年4月から在籍課程の修了まで。

※一貫制博士課程の場合は、1～2年を修士課程、3～5年を博士課程とみなす。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

学内選考通過者のみ後日提出

8 応募・推薦書類

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	メール	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式 2)	郵送	—	文書番号の記載があれば、公印省略可
(3)	推薦理由書(様式 3)	メール	Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること
(4)	学業成績証明書	メール	PDF	応募時に入手可能な直近のもの。日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。提出ができない場合は、大学が作成した理由書(様式任意)を添付すること。

大学受付期限: 2022年4月22日(金)
窓口提出17時まで

9 応募・推薦書類の提出期限

メール、郵送ともに令和4年6月3日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について書類選考を行い、書類選考通過者に対して面接(7月中旬予定)を実施し、奨学生を決定する。結果は、令和4年8月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、所定の様式により、大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、在籍課程修了時に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会・インターンシップ等に参加すること。

13 本奨学金給付の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、他の給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席または休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士後期課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金懇親会・インターンシップ・イベント・アンケート等を実施するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

以上

